平成 24 年度に整理したニホンジカの保護管理に関する重要課題と現在の対応状況 と今後の方向性について

平成24年度ニホンジカ保護管理検討会で整理した、ニホンジカの保護管理に関する重要課題(■塗り部)について、課題に対応した現在の状況を右欄に整理した。現在の対応状況の欄には、概要を示した。現在の対応状況について、以下の記号により事項を類型して整理した。

- →:今後の方向性
- ●:地域捕獲戦略で対応することとなっている事項
- ★:対応が不十分で、今後対応を進めていく必要がある事項
- □:現状把握が不十分な事項

一部地域では対応がとられているものの、対応がとられていない地域が多く見られる項目が多く見られるが、その多くは地域捕獲戦略で取組みが見込まれる項目となっている。

順応的管理に関わる検討会等の運用状況、モニタリング結果のフィードバック状況等についての現状把握が不十分である傾向が確認された。順応的管理は、保護・管理の推進の重要な部分であることから、現状把握に努めるとともに、その推進に努める必要がある。

#### 今後重点をおいて進める事項

- 地域捕獲戦略の推進
- 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画や鳥獣被害防止計画を統括できる特定計画が策定 できるよう支援
- 順応的管理に関する現状把握と、具体的な取り組み方についての普及、推進

表 平成24年度に整理した課題に対する、現在の対応状況

## 平成 24 年度の課題の整理

### 現在の対応状況

1 個体数の低減が達成されていない。

ほとんどの地域で捕獲総数が不足している。またメスの捕獲比率がまだ低い地域がある。

可能な限り捕獲総数を増やすという立場で、 捕獲目標値の再検討、実施可能な捕獲推進策 の検討を行い、具体化して提示する。捕獲目 標数を遙かに上回った捕獲を行っても個体 数が減少していないケースが多いことに留 意。

- ・階層ベイズ法による生息数推定とそれ に基づく捕獲目標数の設定により、捕獲 目標値の再検討が行われるようになっ た。
- ・地域によっては、管理地区ごと、市町村 ごと、捕獲区分ごとに捕獲目標数を配分 し、捕獲目標値の実現に向けた具体化が

## 平成24年度の課題の整理 現在の対応状況 図られている。 → モニタリングの継続による推定精度 の向上や、捕獲の具体化を進めて行く 必要がある。● メスの捕獲比率が低いところでは、これまで ・地域によっては、捕獲報奨金に性差をつ のメス捕獲促進策の精査などその原因を検 けてメス捕獲のインセンティブの向上 討し、狩猟規制緩和、普及啓発、許可捕獲に を図っている場合もある。 おける金銭的インセンティブのあり方など → メスが多く生息している地域を「見え を検討する。 る化 してメス捕獲を推進していくこ とが地域捕獲戦略にも記載されてい 個体数が減少し始めても捕獲圧の強化を怠 ・全国的にも生息数や農林業被害の減少 れば、すぐに増加傾向となることに留意。減 傾向が確認され始めたところで、特に留 少傾向に移行したために捕獲に関わる予算 意する必要がある。 を削減したため、再び増加した例がある。 → 継続的な予算の確保拡充に向けた根 拠情報の整備を検討する必要がある。 → これに対応し、平成29年度保護管理 レポートでは関連する事例(北海道) を掲載する予定である。 現行制度の下での狩猟の規制緩和の効果が限界に近づきつつある可能性がある。また、狩 猟者の減少と老齢化の進行による捕獲の担い手減少により、将来的に捕獲数増加が期待 できなくなる。 残された狩猟の規制緩和等の手段を検討す┃・特定計画の策定とともに多くの規制緩 る。 和が図られているところ。 → 規制緩和の余地がある場合は、引き続 き適用の検討を行う。● 狩猟免許取得の促進など捕獲従事者確保の ・多くの都道府県で新規狩猟免許取得者 努力を引き続き続けると共に、技術講習や現 の確保、技術向上支援などに関する施策 場の捕獲体制(準備-捕獲実施-捕獲個体の が行われている。 処理 - 記録の作成までを含む一連の体制) → 引き続き取り組みを継続、拡充する。 の整備等により、適切な捕獲実施と一人あた りの捕獲数の増加を図る。捕獲数の多い捕獲 → 捕獲記録の提出については未整備の 作業従事者はごく少数で、圧倒的多数は少数 地域があるため、徹底が必要である。

の捕獲に留まるか、全く捕獲できていないと

| 平成 24 年度の課題の整理       | 現在の対応状況                 |
|----------------------|-------------------------|
| いう現状の改善を図る。          |                         |
| 現在の制度的な枠組みの変更を含む新たな  | ・平成 27 年度に、新たな制度創設が盛り   |
| 仕組みを検討する。            | 込まれた改正法が施行されたところ。       |
|                      | ・平成 29 年度に狩猟における 1 日あたり |
|                      | の捕獲頭数制限規制を撤廃した。         |
| 分布周辺や新たな分布拡大地域での対応が遅 | れている。                   |
| 特定計画実施における捕獲圧の加え方を検  | ・神奈川県などでは小規模な管理地区を      |
| 討する。                 | 設定しユニット管理を進めている。        |
|                      | → 生息が確認された場所などの見える      |
|                      | 化により効率的な捕獲等の対策を行        |
|                      | っていく必要がある。●             |
|                      | ・一部地域では遅滞相管理の概念に基づ      |
|                      | いた捕獲戦略により、指定管理事業が実      |
|                      | 施されている。                 |
| 被害等がまだ問題となっていない地域も放  | ・分布拡大地域や市街地周辺において、      |
| 置せず、地域社会への普及啓発、捕獲体制と | 徐々に普及啓発、体制整備が進められて      |
| 捕獲技術普及など、早期の対応策をとる。  | いるところ。                  |
|                      | → 生息密度のレベルに応じた対応策を      |
|                      | 整理する。●                  |
|                      | → 対策が遅れている地域について引き      |
|                      | 続き体制整備を推進する。●           |
| 高山帯をはじめとしたアクセスの困難性、土 | 地の所有権や管理権などの社会的要因によ     |
| り捕獲が進まない地域がある。この様な場所 | が供給地となり個体数を抑制できない場合     |
| がある。                 |                         |
| アクセス困難地での捕獲対策を検討し、実行 | ・指定管理事業の活用や、隣接県との連携     |
| の可能性を追求する。           | により、検討、情報共有が図られるとこ      |
|                      | 3.                      |
|                      | → 知見が不足していることから引き続      |
|                      | き検討、情報共有を進める。●          |
| 土地の管理機関等多様な関係者との協議と  | ・関東山地などの一部地域では連絡協議      |
| 連携を進め、シカコントロールへの様々な主 | を進めてきた。                 |
| 体の参画を求める。            | → 既存の連絡協議会の活用に加え、新た     |
|                      | な連絡協議体を整備し、情報共有、連       |
|                      | 携した対策を実施しようとしている        |
|                      | ところ。●                   |

#### 平成 24 年度の課題の整理

現在の対応状況

2 特定計画における目標設定と目標の具体化に問題のあるケースが見られる

被害や生態系影響をある水準まで低減することが本質的な目標、密度や個体数の目標は その目安、捕獲数目標はそれを達成するためのもの、 といったことが正しく認識されて いないことからくる「目標」の取り違えがある。

捕獲数目標の達成だけで計画が達成された |・生息密度や個体数に関する評価の実施 と結論づけない。捕獲によって密度や個体数 が減少したか、減少によって被害軽減や生態 系影響の緩和・回復が進んだかをチェックす る。

- は浸透してきた。しかし、被害軽減や生 態系影響の緩和・回復に関する評価は多 くの地域で不十分である。★
- → 被害軽減目標の具体化に向けた検討 を行う。●

計画の中で、個体数低減のために必要な捕獲 数目標と現状で達成可能な捕獲数を混同し ない。現状で達成可能な捕獲数が少なく、両 者に乖離がある場合には、そのことを明記し て政策的・政治的課題として提起する。

- ・全国的にも、「H35 までに生息数を半減し に向けて必要とする捕獲数と達成可能 な捕獲数に大幅な乖離が生じている。
- |・国の交付金による捕獲強化が個体数低 減に対して有効に働いてきたが、近年 (許可捕獲に対する)国の交付金の不足 が生じ始めている。

 $\rightarrow$ 

総数としての捕獲目標はあっても、年度別や地域別にどう進めるかといった内容の具体 化が行われていないケースがある。

捕獲の実態を再検討し、年度別・地域別の捕 獲目標の具体化を図る。

- ・年度別実施計画が作成され公表される ようになってきた。
- → 地域別の捕獲目標の具体化が図られ ていない場合がある。★

メスの捕獲数目標あるいはメスの捕獲比率 目標を設定する。

- ・一部の計画では対応している。
- ・わな捕獲の場合、対応が難しいことがあ る。

推定個体数の不確実性および過小推定の可能性を織り込んだ計画の遂行が必要である。

順応的管理への理解を行政関係者等へ広げ、 計画期間の途中でも修正ができる仕組みを あらかじめ用意しておく。

・毎年、検討会の開催等により十分な検討 が行われていることが基本となるが、開 催状況と開催内容について把握が出来 ていない。□

初期に多めの捕獲数を設定し、捕獲に対する 個体群の反応を早めに把握して計画の修正 を図るなどの工夫を行う。

- ・一部地域では多めの捕獲数を設定する 対応がとられている。
- → 個体群の反応を早めに把握し計画の

# 平成24年度の課題の整理 現在の対応状況 修正を図る等の工夫が必要である。★ 被害防除が重要であることは当然であるが、個体群管理や被害防除施策に生かすことが できる被害動向の把握を行うことが、まず必要とされる。 集落単位でのアンケートなど、行政的に実施┃・近畿中国圏等では集落単位でのアンケ 可能な手法により被害発生や被害強度など ートによる被害把握が普及しつつある。 を把握することを検討する。 → 他地域では不十分であるため、推進が 必要。●★ 3 科学性と計画性を持った充実した管理計画の策定と施策実施という点で改善が必要 な課題や地域が多い。 計画策定が行政的なルーチン作業化している地域が見られる。 専門家を加えたデータの具体的な検討に基 |・毎年、検討会の開催や委託調査等により づく論議により計画を練り上げる作業、計画 十分な検討が行われていることが基本 を作り上げるプロセス、実施結果を毎年検討 となるが、開催・実施状況やその内容に する作業を重視し充実させる。 ついて把握が出来ていない。□ 検討会の役割を明確にし、検討・論議すべき ・検討会の開催状況と開催内容について テーマを明確にした実態のある検討会とす 把握が出来ていない。□ る。形式的な検討会の運営を行わない。 生物一般ではなく、哺乳類の個体群生態学を ・検討会等の構成員について把握が出来 理解し、保護管理問題を論議できる専門家 ていない。□ を、検討のプロセスと検討会に必ず加える。 県・市町村・国(環境、林野等)などの機関間、行政の部局間、隣接する市町村や都府県な どの地域間の調整と連携がまだ十分とられていない。 情報の共有、進行している事態と対応の基本 |・一部の協議会等で認識や目標の共有が 方向に関する認識の共有、目標の共有を図 図られている。 → 既存の協議会等の活用や、新たな設置 る。 により関係機関の連携を強化しよう としているところ。● 特にコントロールに関しては、特措法におけ ・地域によっては、県が市町村に必要捕獲 る市町村の実施計画等が特定計画の中に位 数を示す等している。

→ 管理区域別の捕獲目標を示すことにより目標の共有を推進する。★

・いくつかの各種計画書等において、ニホ

→ 引き続き働きかけが必要。★

ンジカ管理の必要性に関する記述があ

置付けられ、具体的目標を共有することが重

シカを増やさない、寄せ付けないという環境

管理の方向性を踏まえ、長期的な森林施業、

農業施策、地域計画の中に生物多様性保全と シカ管理の視点を具体的に盛り込むことを

要である。

| 平成 24 年度の課題の整理                           | 現在の対応状況                  |
|--|--------------------------|
| 働きかける。                                   |                          |
| 計画を実行するために、コントロールをはじめとした管理の担い手確保、広域捕獲体制作 |                          |
| り、地域のコーディネーター育成、新しい捕獲技術の導入と普及などの取組が行われてき |                          |
| たが、まだその広がりと成果は限定的である。                    |                          |
| それぞれの地域で何が欠けているか、何が最                     | ・ブロック会議等で洗い出しを行った。       |
| も必要かを検討し、具体的な取組に挑戦す                      | → 引き続き検討が必要。★            |
| る。                                       | → 検討に基づく取り組みを実施。●        |
| TPO を踏まえた適切かつ効果的、効率的な                    | ・指定管理事業評価報告書などを通じて       |
| 捕獲となっているかを点検・分析し、適切な                     | 点検、分析を実施している。            |
| 技術の普及と実施体制の改善を図る。                        | → 捕獲カタログの作成により、行政担当      |
|  | 者の捕獲手法等の理解が進むことが         |
|  | 期待される。★                  |
| 現在の制度的な枠組みを超えた新しい手法                      | ・新制度に基づく夜間銃猟がいくつかの       |
| や仕組みの導入を検討する。                            | 地域で実施されている。              |
|  | → 新たな手法検討が指定管理事業など       |
|  | で行われているところ。●             |
| 4 モニタリングは特定計画の策定と実行に必要な作業として定着しているが、予算削  |                          |
| 減を背景として縮小が進み、科学性の確保に支障が生じている。また、データの必要性の |                          |
| 優先度を考慮した適切なモニタリングが求められている。               |                          |
| モニタリングのあり方に対する理解が不十分なため、必要なモニタリングが行われなか  |                          |
| ったり、得られたデータが活用できなかったりするケースがかなりある         |                          |
| モニタリングによって何を明らかにするか                      | ・捕獲の推進とその評価に関するモニタ       |
| を考え、必要な情報の整理と優先順位付けを                     | リングが優先的に行われていることが        |
| 行う。                                      | 推察されるが、現在の正確な実態は不        |
|  | 明。□                      |
| 実施するモニタリングについては、それぞれ                     | ・詳細な情報収集と評価は行っていない。      |
| 最低限必要な内容と精度、実行可能な実施体                     |                          |
| 制、調査規模を事前に検討し、利用できるデ                     |                          |
| ータの収集に努める。厳密さを追求しすぎる                     |                          |
| と必要な質と量の資料が得られないことが                      |                          |
| しばしばある。                                  |                          |
| 専門家の参加・指導が必要な項目と行政調査                     | ・捕獲に関する法定報告、捕獲作業に関す      |
| として実施すべき項目があることを認識し、                     | る報告等が行われている。             |
| まずは後者の充実を図る。                             | → 捕獲作業報告 (CPUE、SPUE の情報) |
|  | の充実が期待される。●              |

## 平成24年度の課題の整理

まず第一に必要とされる基本的で確実なデー・性不明の報告は依然存在する。 ータは、捕獲実績に関わることである。捕獲 数と捕獲個体の性別の情報は必須であり、捕 獲場所の情報も必要性が高い。これらのデー タの収集、集計、保存を確実にする。特に性 が不明という報告にならないよう徹底する。

モニタリングの重要な目的は動向・変動の把 握なので、データ内容の継続性と統一性の確 保、資料の保管体制が重要である。担当者や 調査者が頻繁に変わる状況がある場合は、こ の問題に特に注意を要する。

## 現在の対応状況

- → 性別報告の重要性に関する普及啓発 が必要。★
- → 捕獲位置情報はより細かい精度(5km) メッシュよりも細かい)が求められつ つある。●★

・詳細な情報収集と評価は行っていない。 

モニタリング結果を施策の実行と計画の修正に生かしきっていないケースが見られる。

モニタリング結果のフィードバックプロセー・詳細な情報収集と評価は行っていない。 スを具体的にする。

年の実行計画の修正にもモニタリング結果 を活用する。

- 5年ごとの特定計画見直しだけではなく、毎 |・年度別実施計画が作成され公表される ようになってきた。
  - ・ガイドライン(平成27年度版)でも推 奨した。
  - → 実施計画を作成、更新していない地域 については普及啓発が必要。★